串市病公告第2号

下記のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の 6の規定により公告する。

令和6年11月5日

串間市病院事業管理者 江藤 敏治

- 1. 競争入札に付する事項
- (1)委託件名 串間市民病院給食調理業務委託
- (2)委託内容 給食調理業務
- (3)委託場所 串間市民病院 串間市大字西方7917番地
- (4) 委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 2. 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 串間市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規程(昭和59年串間市告示第4号)第4条に規定する指名競争入札参加有資格業者名簿に登載されている者又は契約締結日まで指名競争入札参加有資格業者名簿に登載される見込みがある者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225条)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 民事執行法(昭和54年法律第4号)による仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の処置を受け支払が不可能になった者でないこと。
- (6) 下記に示す給食調理業務要求水準を満たすこと。
 - 1) 公益社団法人 日本メディカル給食協会に加入している事業者であること。
 - 2) 南九州管内(宮崎県、鹿児島県、熊本県)の各県すべてに本社、支社、営業所のいずれかを有している事業者であること。
 - 3)病院(90床以上)での給食調理業務の実績がある事業者であること。
 - 4) 串間市民病院給食調理業務の業務仕様書に定める業務従事者を配置することが可能であること。

3. 最低制限価格の設定

この入札については、最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入 札については、これを無効とする。

4. 入札参加手続き

- (1) 本件の入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 入札参加申請書
 - 業務従事者予定名簿
- (2)上記(1)の書類を提出し、入札参加資格確認結果通知書(入札参加資格の有無)の欄が有のものに限る。)を送付された者は、入札に参加することができる。

5. 入札日程

- (1) 申請受付期間 公告日から令和6年11月18日(月) まで必着
- (2) 入札参加資格確認結果通知書発行 令和6年11月19日(火) 頃発送
- (3) 入札·開札日 令和6年11月29日(金)
- (4) 入札会場 串間市民病院事務局

6. 入札方法等

- (1)入札の回数は1回とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3)入札書の提出については、持参または郵送(書留郵便に限る。)とする。

7. 入札保証金·契約保証金

- (1)入札保証金の額については、串間市財務規則(昭和41年串間市規則第3号。 以下「規則」という。)第108条の規定による。ただし、規則第110条の規定 に該当するときは、入札保証金を免除することができる。
- (2) 契約保証金については、納付すること。ただし、規則第123号の規定に該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。
- (3) 契約保証金の額は、規則第122条のとおりとする。

8. 落札候補者の決定等

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札したものを落札候補者とする。

- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札したものによるくじで落札候補者を定める。
- (3) 本公告に示した競争入札において、必要な資格の無い者、虚偽の記載を行った者、2に規定する競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる資格の無い者の行った入札は無効とする。
- 9. 契約の締結

落札者は、落札した日から7日以内に契約を締結しなければならない。

10. 本件に関する質問及び回答

本件に関する質問は、書面及び電子メールで受付する。

(siminbyoin@city.kushima.lg.jp)

- (1) 受付期間は上記5(1) のとおりとする。
- (2) 質問に対する回答は、令和6年11月22日(金)までに文書または電子メールで行う。

【問い合わせ先】

〒888-0001

串間市大字西方7917番地

串間市民病院 管理係

電話0987-72-1234 FAX0987-72-1332